

立川市訪問型サービス(身体介助)サービスコード表

【令和6年4月1日から令和6年5月31日まで】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき			
A2	2111 訪問型独自サービス11日割			日割の場合	÷ 30.4日	39 単位	39	1日につき	
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	÷ 30.4日	77 単位	77	1日につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割								
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	÷ 30.4日	123 単位	123	1日につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割								
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき		
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割								
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	日割の場合	÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割								
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算				
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき		
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算	100			
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200			
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき		
A2	6289 訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 137/1000 加算		1月につき		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	テ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000 加算				